

東京都建築基準法施行細則（昭和25年東京都規則第194号。以下「細則」という。）第13条第1項及び第6項の規定に基づき、知事が別に定める検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに建築物概要書を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成18年東京都告示第253号（東京都建築基準法施行細則による定期検査成績表等）は、平成20年3月31日限りで廃止する。

第一 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査は、細則第13条第1項の規定に基づき、次の各号に定めるところによるものとする。

一 規則第6条の2の2第3項に規定する遊戯施設については、平成20年国土交通省告示第284号（以下この号において「告示」という。）に定めるところによるものとする。ただし、告示別表六乗物関係の部(三)の款台車先端軸の項及び同部(四)の款車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）の項中「1年」とあるのは、「6月」とする。

二 規則第6条第3項に規定する建築設備（昇降機を除く。）については、平成20年国土交通省告示第285号に定めるところによるほか、別表(1)欄に掲げる項目に応じ、同表(2)欄に掲げる事項ごとに定める同表(3)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(1)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

第二 細則第13条第7項の規定に基づき知事が別に定める建築物概要書は、別記のとおりとする。

改正文（平成22年告示第393号）抄

平成22年3月28日から施行する。

附 則（令和7年告示第750号）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別 表

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(ご)判定基準
一 地下街に設ける換気設備	(1) 機械換気設備	換気方式等	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	東京都建築安全条例（以下「安全条例」という。）第73条の12第1項各号の規定に適合しないこと。
		予備電源	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
		換気量等	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600\nu AC$ <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> この式において、V、\nu、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 給気量（単位 m³/s） \nu 平均風速（単位 m/s） A 給気口断面積（単位 m²） C 次の式により計算した換気量に対する外気の混合比（換気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> $C = \frac{V_2}{V_1}$ この式においてV₁及びV₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V₁ 空気調和設備の送風空気量（単位 m³/h） V₂ 空気調和設備への取り入れ外気量（単位 m³/h） </div> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。</p> <p>第一種換気設備を設けた場合は、排気口の対角線上の5点において風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排気風量を算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> $Q=3600AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排気風量（単位 m³/h） A 排気口面積（単位 m²） V_m 平均風速（単位 m/s） </div>	安全条例第73条の13第1項から第4項までの規定に適合しないこと。

			ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 地下街の構えについて、給気口又は排気口の設置を目視等により確認する。	
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(2)	調理室及び附属して設ける蓄電池室の換気設備（密閉型蓄電池を使用するのを除く。）	排気設備の状況	目視等により確認する。	安全条例第73条の14の規定に適合しないこと。
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
二 地下街に設ける排煙設備	(1) 機械排煙設備の排煙口の外観	手動開放装置の設置状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
		手動開放装置の操作方法の表示状況	目視等により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第2第5号の規定に適合しないこと。
		手動開放装置による開放状況	作動状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
		排煙口の開放状況	目視等又は聽覚により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
		防煙区画の貫通措置状況	目視等により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第2第7号の規定に適合しないこと。
	(2) 機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の対角線上の5点において風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量（単位 m ³ /min） A 排煙口面積（単位 m ² ） V _m 平均風速（単位 m/s）	昭和44年建設省告示第1730号第2第8号の規定に適合しないこと。
			ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
三 地下街に設ける非常用の照明設備	(3) 予備電源	予備電源への切替え及び作動状況	予備電源への切替え及び作動状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第2号の規定に適合しないこと。
	(4) 配線	電気回路の接続状況	目視等により確認し、必要に応じて回路計により測定する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第4号の規定に適合しないこと。
		予備電源から排煙機間の配線の耐燃処理状況（隠べい部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第5号の規定に適合しないこと。
四 地下街に設ける非常用の排水設備	(1) 予備電源	照度の状況	最も暗い部分の床面のうち水平床面で低照度測定用照度計により測定する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第1号の規定に適合しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
	(2) 予備電源	予備電源への切替え及び作動状況	予備電源への切替え及び点灯状況	作動状況及び点灯時間を確認する。
		電気回路の接続状況	目視等により確認し、必要に応じて回路計により測定する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第4号の規定に適合しないこと。
	(3) 配線	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐燃処理状況（隠べい部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第5号の規定に適合しないこと。
	(1) 予備電源	予備電源への切替え及び作動状況	予備電源への切替え及び作動状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第2号の規定に適合しないこと。
		電気回路の接続状況	目視等により確認し、必要に応じて回路計により測定する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第4号の規定に適合しないこと。
	(2) 配線	予備電源から非常用の排水設備間の配線の耐燃処理状況（隠べい部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第1第5号の規定に適合しないこと。

別記

建築物概要書

建筑物名称（

（注）

建築物の概要に関する補足事項等

- 1 物品販売とは、百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗をいう。
 - 2 ホテルとは、旅館又はホテルをいう。
 - 3 病院とは、病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)をいう。

(日本産業規格JIS L 4番)